

(第 1 面)

産業廃棄物処理施設 変更届出書

神戸市環境局長 宛

○ 年 ○ 月 ○ 日

申請日を記入

届出者

住 所 ○○県○○市○○町○-○-○

法人の場合は、本店の所在地・
名称等を記入。

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表者印は不要

○○株式会社 代表取締役○○ ○○

電話番号 (○○○)○○○-○○○

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱第 11 条の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について関係書類及び図面を添えて届出します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	神戸市○○区○○町○-○-○		
産業廃棄物処理施設の種類	破碎施設		
届出受理年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日		
届出受理番号	第 ○○○○ 号		
変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		
	変更前	変更後	
	産業廃棄物処理施設の処理能力 (積替え・保管施設である場合は、保管面積及び保管上限)	$m^3/日$ () 時間 $t /日$ () 時間 $m^3/時間$ $t /時間$	$m^3/日$ () 時間 $t /日$ () 時間 保管面積 保管上限 m^2 m^3
	△ 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 △ 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	施設を現在の設置場所から南にある建屋内へ移動する。 (設置場所の詳細は資料 No. 16 施設配置図のとおり)	
変更の理由	業務の効率化のため		
着工予定年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日		
使用開始予定年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日		
※ 届出受理年月日	年 月 日		
※ 届出受理番号	第 号		

「産業廃棄物処理施設設置届受理通知書」にあわせて記入

変更のある項目のみ記入

記入不要

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
●●かぶしがいしゃ 〇〇株式会社		〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員 (届出者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員 (届出者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
●●● ●●● 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
●●● ●●● 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日 取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
●●● ●●● 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日 監査役	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		住民票にあわせて記入。記入欄が 不足する場合は、別紙を作成。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	〇〇〇 株	出資の額	〇〇〇〇 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割合	住所
●●● ●●● 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇株	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		40%	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
●●しょうじ 〇〇商事		〇〇株	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		20%	
●●しょうじ 〇〇商事		〇〇株	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		20%	
		住民票、法人登記事項証明書にあわせて記入。 記入欄が不足する場合は、別紙を作成。	

令第6条の10に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
●●● ●●● 〇〇 〇〇	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	〇〇工場 工場長	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

住民票にあわせて記入

- 備考**
- 1 ※欄は記入しないこと。
 - 2 産業廃棄物処理施設の種類の種類については、脱水施設、中和施設、破碎施設等の別を記入すること。
 - 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 6 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべてのものを記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 8 1部提出すること。